

京都市上下水道局告示第66号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の休止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年3月4日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 休止届出業者名等

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字二階下10番地2 プリムローズ106号

本工業

本 圭一

2 休止届出年月日

平成26年2月20日

(上下水道局水道部給水課)